

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第125号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

第6条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第11条前段中「地方自治法第172条第1項に規定する吏員又は同項に規定する吏員その他」を「市長の事務部局」に改める。

第12条（見出しを含む。）、第14条第3項及び第21条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第22条各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削る。

第23条、第24条及び第25条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第25条の2各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第5号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第30条第3項及び第32条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第33条中「収入役」を「会計管理者」に、「講ずる」を「講じる」に改める。

第34条及び第35条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第36条各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第5号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第39条中「中別に定める」を「において別に定めること」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第2 総合企画局の項中

「

京 都 創 生 推 進 室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
---------------	-------------------------

を

」

「

京 都 創 生 推 進 室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
地 球 温 暖 化 対 策 室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

に改め、

」

同表環境局の項中「地球環境政策部」を「環境企画部」に改め、

「

地球温暖化対策課	環 境 企 画 係 長
----------	-------------

を削り、「交通環境対策係

」

「

長」を「環境企画係長」に、

管 理 課

を

」

「

施 設 管 理 課

に、「市民美化センター」を「生活環境美化センタ

」

「

一」に改め、

生 活 環 境 事 務 所	管 理 係 長
---------------	---------

」

を削り、同表文化市民局の項中

「

区政推進課	管理係長	を
-------	------	---

」

「

区政推進課	企画係長	に改め、同表保健福祉局の
-------	------	--------------

」

「

項中

障害企画課	企画係長
-------	------

 を削り、「在宅福祉

」

係長」を「企画係長」に改め、同表都市計画局の項中「都市景観課」を「景観政策

「

課」に、

景観企画課	企画係長
-------	------

 を

」

「

市街地景観課	都市デザイン第一係長	に、「指導課調査係長」を
--------	------------	--------------

」

「建築指導課調査係長」に改め、同表建設局の項中

「

管 理 部	建設総務課	計 理 係 長
	監理検査課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	道路管理課	事 務 係 長

道 路 部	道 路 明 示 課	事 務 係 長
	道 路 維 持 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	道 路 建 設 課	事 務 係 長
	放 置 車 両 対 策 課	企 画 係 長
街 路 部	街 路 建 設 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	立 体 交 差 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	広 域 幹 線 道 路 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

建 設 企 画 部	建 設 総 務 課	計 理 係 長
	建 設 企 画 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	監 理 検 査 課	調 整 係 長
土 木 管 理 部	調 整 管 理 課	管 理 係 長
	道 路 河 川 管 理 課	調 整 係 長
	道 路 明 示 課	調 整 係 長
	放 置 車 両 対 策 課	企 画 係 長
道 路 建 設 部	道 路 計 画 課	調 査 係 長
	道 路 建 設 課	調 整 係 長

に、

	道路環境整備課	調整係長
--	---------	------

」

「

河川課	事務係長
区画整理課	事務係長

を

」

「

河川整備課	調整係長
区画整理課	調査係長

に、

」

「

用地室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
-----	-------------------------

を

」

「

事業推進室	調査係長
-------	------

に改め、

」

同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中

「

養護学校	教頭（呉竹総合養護学校、 東総合養護学校、西総合養 護学校及び北総合養護学校 にあっては、事務長）
------	--

を

」

「

総合支援学校	教頭（北総合支援学校，東総合支援学校，西総合支援学校及び呉竹総合支援学校 にあつては，事務長）
--------	--

に改め，

」

「

教育相談総合センター	生徒指導課相談支援係長
------------	-------------

を削る。

」

第4号様式備考以外の部分中「京都市収入役」を「京都市会計管理者」に改める。

第5号様式1（表面）中「収入役」を「会計管理者」に改め，同様式2中「収入役用」を「会計管理者用」に改め，同様式（表面）及び（裏面）備考以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

（会計室）